

第 2 回制度審議部会のまとめ

審議項目

「情報提供等記録の保護のための措置、電子計算機処理、個人番号の利活用のための措置について」

1 情報提供等記録の保護のための措置 資料 1・2

(1) 目的外利用について

番号法では情報提供等記録の目的外利用が禁止されているため、同法の趣旨をふまえると、条例上も禁止する取扱いとすることが妥当である。

(2) 提供について

情報提供等記録の提供についても、番号法第 19 条で制限列举されている場合にのみ認め、条例第 9 条にかかる提供の制限について新たに規定することが妥当である。

(3) 死者の取扱い

番号法上、情報提供等記録として定義されない死者に係る情報についても生存者と同様に取り扱うことが妥当である。

2 電子計算機処理 資料 3

(1) 電子計算機結合について

電子計算機結合の原則禁止を定める現行の条例第 12 条のただし書きに、「法令等に規定があるとき」があり、この番号法の規定に基づく情報提供ネットワークシステムを使用したオンライン処理による情報連携にも適用できると考えられ、特に条例改正の必要はなく、現行規定は維持すべきである。

(2) 電子計算機処理の制限を規定する条例第 11 条の今後の取扱い方針について

本市では、条例第 11 条で電子計算機処理が制限され、個人情報保護の観点から審議会の意見を聴いた上で例外的に認めるという、慎重な手続きにて運用している。個人番号を含め個人情報の電子計算機処理に係る諮問案件の増加は今後も見込まれ、電子計算機処理による行政事務の効率化が図られる反面、個人のプライバシー漏えいの可能性も高まることから、審議会への諮問は、実施機関において当該処理の必要性、対象とする範囲を含め慎重に検討して運用していく必要性をあらためて認識・確認する機会としても有益である。

したがって、答申の類型化による諮問事務の効率化を図る工夫を引き続き行う一方で、現行規定の考え方は維持すべきである。

3 個人番号の利活用のための措置 資料 4

現在、市として個人番号の独自利用にあたる調査、調整中であること、今後、個人番号の独自利用が可能な事務については、個人情報保護条例とは別に、個人番号の利用に関する新たな条例を制定、あるいは個別の条例を改正することにより法的根拠を整備して特定個人情報の利用を図るという本市の対応方針を確認する。